

§ 2 短期給付一覧表

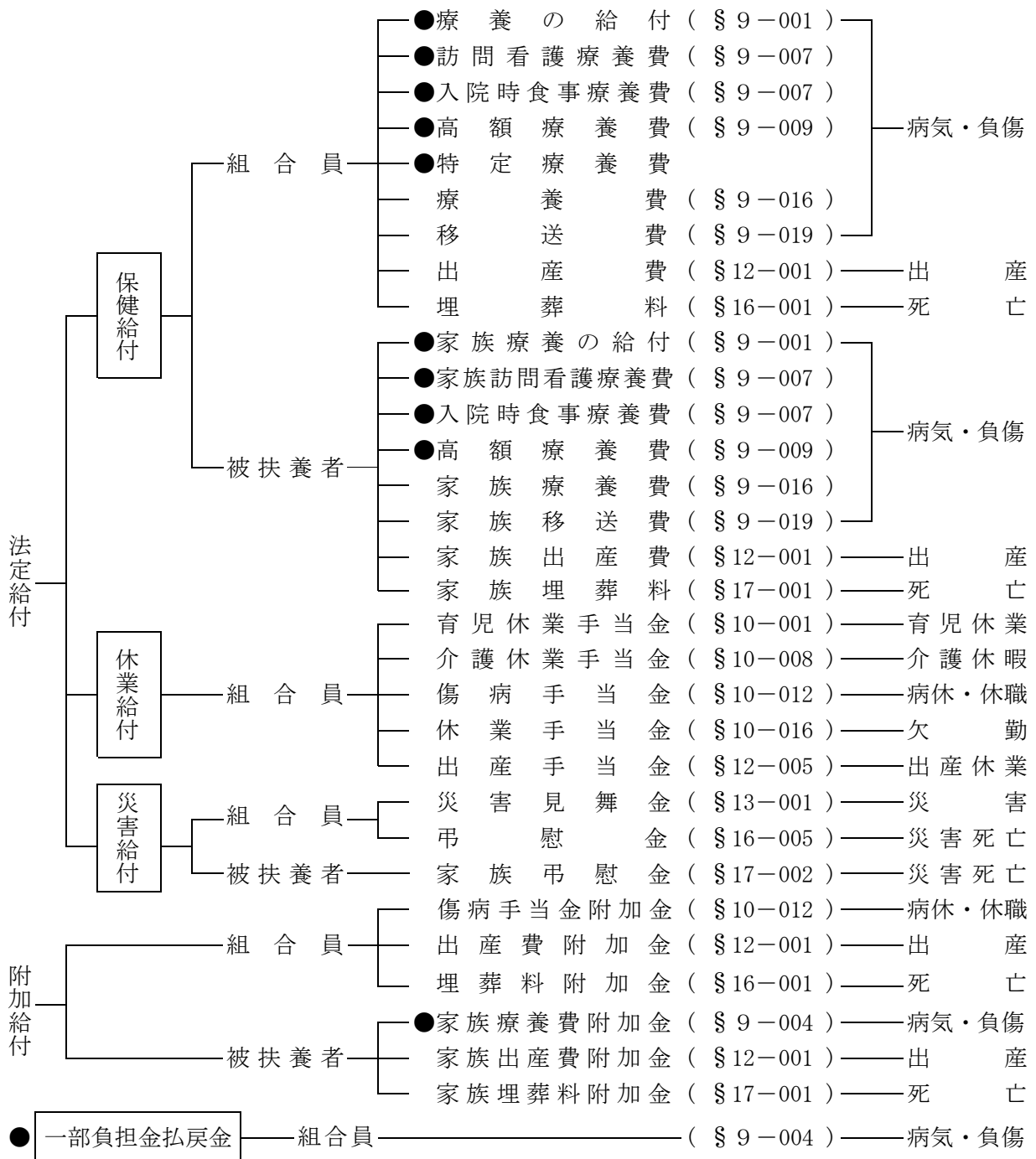
§ 2の1 共済組合 短期給付一覧表

共済組合では、次の給付を行っています。お問い合わせは、短期給付係までお願いします。

●印の付いている給付は「請求行為を必要としない給付」を示しています。

●印の付いていない給付は、「請求行為を必要とする給付」です。

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**2年間**行わないときは**時効**によって消滅します。支給要件に該当する方は、速やかに申請してください。



§ 2の2 県互助組合 給付事業等一覧表

県互助組合では、次の給付を行っています。お問い合わせは、県互助組合までお願いします。

組 合 員	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療給付金 (§ 9-004) ——— 病気・負傷 —— 義肢等制作費助成 (§ 9-020) ——— 病気・負傷 —— 治療見舞金 (§ 9-020) ——— 病 気 —— 長期療養者見舞金 (§ 9-021) ——— 病 気 —— 介護休暇手当金 (§ 10-011) ——— 介護休暇 —— 傷病手当金 (§ 10-017) ——— 病休・休職 —— 出産手当金 (§ 12-004) ——— 出 産 —— 災害見舞金 (§ 13-003) ——— 災 害 —— 特別退職給付金 (§ 14-003) —— 特別返還金 (§ 14-003) —— 生涯福祉給付金 (§ 14-003) —— 死亡弔慰金 (§ 16-003) —— 遺児育英資金 (§ 16-003) 	<ul style="list-style-type: none"> —— 退職・死亡・異動 —— 死 亡
被 扶 養 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族療養費 (§ 9-004) ——— 病気・負傷 —— 出産手当金 (§ 12-004) ——— 出 産 —— 家族死亡弔慰金 (§ 17-002) ——— 死 亡 	

(注) ●印の付いている給付は「請求行為を必要としない給付」を示しています。